

「更生保護就労支援シンポジウム」開催される

令和4年1月9日（水）13時30分から兵庫県民会館パルテホールにおいて、「更生保護就労支援シンポジウム」が兵庫県と神戸保護観察所の主催で開催されました。出所者等を雇う県内各地の協力雇用主や保護司など100人ほどが参加いたしました。

基調講演は、更生保護法人 兵庫県更生保護協会 事務局長 小篠 興作氏が「更生保護制度について」、続いて、パネルディスカッションは「～寄り添いによる信頼の構築～」をテーマに、コーディネーターに神戸保護観察所 次長 久保 和慎氏、パネリストに兵庫県更生保護協会 事務局長 小篠 興作氏、公共職業安定所 専門援助部門 職業指導官 北 政幸氏、垂水区更生保護協力雇用主会 会長 ████████ 氏、協力雇用主 U社 代表取締役 ████████ 氏で行われました。

基調講演は、更生保護制度を歴史的に振り返ると共に、更生保護の現状や犯罪予防活動などを通じ就労支援の重要性を分かり易く紹介されました。

パネルディスカッションは、協力雇用主・ハローワークの方々に参加いただきました。

保護観察対象者を対象者と知らずに雇用したことに始まり、協力雇用主として雇用するまでのいきさつを本音で説明されました。

コーディネーターから面接時の採用ポイントや雇用継続のポイントを教えてくださいとの質問に対し、雇用主から「やる気」が大事、特別扱いはせず、室内で出来る趣味を持たしてあげるとの独自な方法を紹介いただきました。

また、協力雇用主に登録すると自動的に求人が有るものと思っていた人には、ハローワークから受刑者専用求人に登録すれば矯正施設に求人募集が回付されると説明がありました。



「協力雇用主研修会」実施

令和4年12月8日（木）13時30分から兵庫県民会館において「協力雇用主研修会」を開催いたしました。保護観察対象者等の雇用の拡大と継続勤務を図るため、事例を中心とした情報交換に重点を置きました。具体的には、株式会社R社の ████████ 氏に「保護観察対象者等を雇用して」のテーマで体験談を、神戸保護観察所の三角統括観察官に小冊子「職場適応・定着のため」を解説していただきました。そして、最後にまとめとして意見交換会を行いました。

内山氏の話で「対象者がなかなか心を開いてくれない。内にこもってしまう。周囲の人に大事にされていなかった等の人が多いが、コミュニケーションの場を提供、目配り気配りをして時間をかけて取り組めば心を開いてくれた。」が印象的でした。続いて、三角氏の解説は、雇用主が雇用上の課題を解決する際に大いに役立つと思います。

意見交換会では、「採用をした場合、他の従業員に本人の経歴を伝えるのか」「退職する場合はどんな形が多いのか」等、実際に起こり得る事柄について本音の質問が出ていました。

この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。



更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構



発行先 特定非営利活動法人
兵庫県就労支援事業者機構
〒651-0093
神戸市中央区二宮 4-7-6 NS ビル 3 階
TEL 078-855-6252
E-mail: hssjk.center@gmail.com

刑務所出所者等就労支援事業について



神戸公共職業安定所長 中谷 安伸

平素から、当所の業務運営とりわけ刑務所出所者等就労支援事業につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

刑務所出所者等就労支援事業は、平成18年度から、刑務所出所者等の就労確保のため、全国のハローワークと矯正施設、更生保護機関等が連携し、刑務所出所者等への就労支援を実施しており、ここ数年は、年間に3,000件を超える就職に繋がっています。

ハローワーク神戸では、全国のハローワークに申し込まれた求人及び刑務所出所者等の雇用に協力する協力雇用主から提出された「刑務所出所者等就労支援専用求人」をもとに、刑務所出所者等に対する職業相談・職業紹介を行うとともに、神戸保護観察所、兵庫県就労支援事業者機構と連携し、刑務所出所者等を対象に就労支援セミナーを開催し、採用面接の受け方や履歴書・職務経歴書の作成指導等を行っているほか、神戸拘置所と連携し、神戸拘置所内において、出所予定者に対する職業相談・職業紹介、企業面接会等を実施し、出所後の雇用の確保に努めています。

ハローワーク神戸が受理した「刑務所出所者等就労支援専用求人」の多くは、土木・建設関連の仕事という状況ですが、最近では、矯正施設内で経験した職業訓練を活かせる仕事を希望する出所者も多く、また、年齢、心身の健康状態、個人の特性といった面から、多様な仕事の求人を確保することで、より多くの雇用に繋がるものと考えております。

ハローワーク神戸管内における雇用失業情勢は、令和4年10月の有効求人倍率は1.10倍となっており、前年の同月より0.23ポイント改善され、労働力需給バランスは、求人数が求職者数を上回っている状況となっております。

日本はすでに超高齢社会に突入し、今後、労働力の減少が見込まれており、慢性的な労働力不足に陥ることが懸念されている中で、若年者、高齢者、外国人、障害者をはじめ刑務所出所者等全ての労働者が社会経済活動の大切な担い手となるものです。

また、法務省の調査によりますと、刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職ということから、再犯の防止には、雇用の確保が非常に重要と考えています。

事業主の皆様におかれましては、刑務所出所者等の雇用にご理解をお願いしますとともに、雇用をご検討の際には、管轄のハローワークの求人担当部署までご一報いただきますようお願い申し上げます。

今後も、犯罪のない明るい社会になることを祈念いたしますとともに、関係機関との連携を密にし、刑務所出所者等就労支援事業に取り組んで参りますので、引き続き、皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

協力雇用主の皆様へ

ハローワークに求人票を提出しよう

協力雇用主に登録したので、すぐにも保護観察対象者等の雇用依頼が来るものと考えていたところ、「いつまで経っても何の連絡もない。誰も雇えない。」という感想をお持ちの協力雇用主さんが多いように見受けられます。

この原因としては、保護観察対象者等の数が減少していること、就労意欲が希薄化していることなど種々の理由が挙げられますが、根本的には、そもそも現に就労している保護観察対象者の数が、登録された協力雇用主の総数の20分の1程度に過ぎないなど、圧倒的に少ないことに主因があります。

でも、ご安心ください。是非とも雇用を実現したいとお考えの事業主さんには、ハローワークの「受刑者等専用求人（一般には非公開求人）」の登録をお勧めします。その際、雇用を希望する矯正施設「刑務所、少年院」を指定することが重要です。この指定をすることで皆様の求人情報が指定した矯正施設に提供され、その入所者が閲覧することで、就労希望の申出があれば、矯正施設での面接又は観察所でのテレビ面接が行われ、対象者が出所する前に採用の内定が実現します。

参考事項としまして、求人のためには、①ハローワークに企業登録が必要です。②求人の有効期限は3か月で、電話連絡で有効期間を延長することができます。

保護司の皆様へ

対象者の就労でお困りではありませんか。

兵庫県就労支援事業者機構は、個人情報の取扱いに細心の注意を払いつつ、保護観察対象者等の就労のお手伝いをしています。当機構が紹介する事業主は、神戸保護観察所に【協力雇用主】として認定、登録された信頼できる方々であり、雇用希望者が保護観察対象者等であることを承知の上で雇用していただき、必要に応じ、就労に伴う生活指導を行って、安定した継続的な就労に結び付けていただけます。

未成年者や高齢者、また、身体や精神に障害のある保護観察対象者等につきましても、迷われることなくご相談ください。

当機構は、一人でも多くの保護観察対象者等に仕事をする喜びを体験していただき、保護司の皆様と共に、再犯を防止することで、明るく平和な地域社会を築いていきたいと考えています。電話又はご来訪をお待ちしております。

特定非営利活動法人 兵庫県就労支援事業者機構

〒651-0093 神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル301

TEL 078-855-6252

当機構は、JR三宮駅から北へ徒歩約8分、加納町交差点南東にあります。

刑務所出所者等の就労支援について

特定非営利活動法人 兵庫県就労支援事業者機構

事務局長 清瀬 雅彦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。平素は、兵庫県就労支援事業者機構の運営につき、深い御理解と多大の御協力を賜り誠にありがとうございます。令和4年8月1日付けで事務局長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。

さて、矯正職員として長年にわたり勤務し、再任用で保護観察官として勤務させていただいた経験からすると、矯正施設で熱心に作業し、各種の厳しい規則を遵守し、職員の指示にも従順で、生活態度も極めて優秀な模範的受刑者が、社会復帰して2～3年で堀の中に戻ってくるのが不思議でなりません。現在、彼らが社会で順応できるように少しでも手伝えることができたとの思いから、保護司をさせていただいております。

一定の枠の中では上手に適応できるものの、自由に行動できる場所では自らの欲求を制御できなくなるタイプの受刑者のなんと多いことか。彼らに共通しているのは、規範意識が総じて希薄であり、自己中心的で他人に対する配慮に欠ける傾向が顕著であることです。果たしていかなる支援が必要なのでしょう。

就労支援が受刑者の改善更生に有効であることは、その再犯率の低さから明らかですが、定着の内容を調べてみると、規模の大きな企業より、小規模な事業所に採用されたケースのほうが定着率が良いようです。対象者の動きに対して事業主の目が行き届き、彼らに対する配慮や指導に割くことができる機会や時間が増えるからでしょうか。やはり彼らは、放置しておいても自然に更生するのではなく、適宜、保護観察官や保護司などの指導を受ける必要があり、中でも近くで指導する立場の協力雇用主の指導如何が更生に大きく影響します。

その上で小規模な職場がコミュニティとして機能し、その社会に溶け込み、然るべき居場所が確保できれば再び矯正施設に戻ることはないように思います。結局のところ、就労支援で最も重要なのは、単に仕事に就くことではなく、仕事を通して安定した居場所を提供してあげることに尽きます。この点でも協力雇用主が大きな役割を果たしています。

新年早々、理想論を述べてしまい赤面の至りです。しかし、現在、多くの対象者を雇用し、定着させていただいている協力雇用主の方々には、就労を通して彼らの居場所を提供し、定着に結び付けていただいております。その大きな業績に対し、改めて深甚の敬意と感謝の意を申し述べさせていただきます。今後とも、当事業所と共に就労支援の輪を広げて行っていただきたく、お願い申し上げます。

就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいております。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL : 078-351-4015



兵庫県マスコットはばたん・更生ペンギンのホコちゃん